TEPAニュース

特定非営利活動(NPO)法人

ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議

Japan Endocrine-disruptor Preventive Action

 $\frac{\text{Vol.}98}{\text{Apr.2016}}$



力強さを感じます元気に風に泳ぐ様子に

そんな願いが込められた 健康で元気に成長してほしい

子どもたちに

風が泳がせるのは

「香害」に苦しむ人の声にどんどん増える製品の香り

耳を傾けてください

CONTENTS

特集

- **2 "におい"シンポ 報告……**水野玲子
- 4 講演①においと化学物質……安原昭夫
- 6 講演②柔軟剤から揮発する化学物質······神野透人
- 8 香料・柔軟剤被害者の声
- 10 新ネオニコ農薬の登録保留からすべてのネオニコ農薬規制へ……関根彩子
- 11 妊娠中はレタスとブドウに要注意 日本での環境ホルモン農薬によるリスクとは…… 植田武智
- **12 電力小売自由化――自然エネルギーの電力会社を選ぼう!……**吉田明子
- 14 高浜3、4号機の運転禁止を命じた大津地裁決定について……石川賢治

特集

"におい" シンポ 報告

香料被害者たちの高まる声を受け、国民会議では、シンポジウム『においブームの落とし穴 香料や柔軟剤、広がる "香害" の原因はどこに?』を開催。香料に含まれる化学物質の危険性や被害者の深刻な現実を知ることができました。

"におい" シンポを開催して

若い女性に人気があるアロマ、洗濯洗剤と一緒に使う柔軟剤など、最近のにおいブームは過熱し、何にでも香りを添加する傾向がエスカレートしています。2016年3月12日に東京・神田で開催されたシンポジウム『においブームの落とし穴 香料や柔軟剤、広がる"香害"の原因はどこに?』には90人を超える参加者があり、盛況な集会となりました。床に座る人、立ったままの人、長野県や京都から駆けつけた人もいて、香料や柔軟剤のにおいが多くの人にとって耐え難い問題となっている現状が感じられました。このシンポはこうした被害者たちの高まる声を受けて開催されたものです。

香料・柔軟剤などによる健康被害は年々深刻になっており、2013年、国民生活センターが調査した柔軟剤被害(事故事例報告件数)の数は450件を超え、その他にアロマなどの被害を合わせると相当の数に上りました。しかし、今のところ、原因物質が特定されたわけでもなく、具体的対策もなされていません。

シンポ講演と被害者報告

シンポジウムでは、まず第一番目の演者、元国立環境研究所の安原先生に、基本的なにおいと化学物質についてのお話を伺いました。同じにおいでも心地よいと感じる人がいる一方で、苦しいと感じる人が存在します。香料成分によっては、快適なにおいと感じられるものであっても、人体に有害なこともあり、一方で、悪臭物質のように不快なにおいでも有害とは言えないこ

ともあるとのことでした。におい問題は複雑で難しいだけでなく、個人の感受性の違いが大きく影響していることがよくわかりました。また、「人間の臭覚は疲労しやすい欠点をもっている」というお話からは、現在、においに敏感な人が柔軟剤の被害をいくら訴えても、柔軟剤を多用するため「臭覚疲労」に陥っている人たちにはその苦しみが理解できずに、被害が拡大しているように感じられました。

第二番目の名城大学の神野透人先生は、 厚生労働省のシックハウス問題の検討委員 もされており、室内で揮発する化学物質、 とくに柔軟剤の問題についてお話しいただ きました。 明らかに柔軟剤の揮発成分に は気道刺激性のものがあり、神経系に悪影 響があるとのご指摘でした。

最初の着香製品の被害者からの報告では、学校においても着香製品で被害を受ける子どもたちが存在し、教育現場でもにおい問題が深刻になってきている現実がわかりました。また、もう一人の被害者は、NPO 法人 VOC 研究会との調査研究により簡易測定器(ケムキー)を使って、市販の柔軟剤からイソシアネートという毒性物質を検出したと報告しました。

それぞれの発表者の報告内容を4~9頁 に掲載していますので、ぜひお読みください。

国民生活センターではまだ、柔軟剤被害の原因究明の取り組みは進んでないようですが、従来におい被害の原因として想定されてきたのは、いわゆる①香料成分による被害でした。それと同時に②柔軟剤に含まれる成分、とくに除菌成分の問題は無視できません。除菌成分については、JEPAニュース97号にてご紹介した陽イオン界



面活性剤の第4級アンモニウム塩が問題です。それについては、生殖毒性などの環境ホルモン作用が疑われていますので、生活空間での除菌・消臭スプレーの使用には注意が必要であると考えられます。

そして、市民団体の調査や研究により第 三の新しい問題が見えてきました。柔軟剤 の多くの添加物の中でも、アロマカプセル の合成樹脂などに含まれるイソシアネート の問題です。まだ知られていないこの物質 について、以下簡単にご紹介します。

イソシアネートって何?

●身近なポリウレタン製品の材料

イソシアネートはソファーやクッション、靴底やカバンなど、生活にあふれている身近なポリウレタン製品の原材料です。 それらはイソシアネートがほば固まった状態で製品化されています。一方で工事現場などでは接着剤、塗料、シール材として液体の状態で使用されており、作業現場などで他の薬剤と混合されたりします。

●モノマー (単量体) が危険

イソシアネートは断熱材やクッションの ようにポリウレタン製品(硬化した高分子 化合物、ポリマー=重量体)に使用されて いる場合にはほとんど問題がありません が、固まる前の状態 (モノマー=単量体) の毒性が非常に高いことが問題です。よく 知られている室内空気汚染物質のホルムア ルデヒドなどに比べても低濃度で格段に毒 性が高く、気道刺激性があり呼吸器への影 響は大きいとされています。日本産業衛生 学会の産業環境でのイソシアネートの許容 濃度は0.005ppm、トルエンは50ppmで す。トルエンの1万倍も毒性が強いので吸 い込むと大変危険です。新築工事、屋上、 ベランダなどの防水工事現場で、無防備の まま、周辺住民に注意喚起がなされずにウ レタン塗料の吹き付けが行われ、イソシア ネートをうっかり吸い込んだことによる被 害が最近報告されています。

●新しい問題

近年イソシアネートの用途は広がり、生

活用品に含まれるマイクロカプセルの素材、添加物などにも利用されています。柔軟剤などの香りを閉じ込めるアロマカプセルの壁材、その他の合成樹脂の徐放剤、架橋剤などとしても使用されています (特許に記載)。

そもそも香料は何十、何百種類の人工化 学物質の塊であるため、複合化学物質によ る影響が問題となりますが、それ以外に も、近年の被害者激増の背景には、新しい 化学物質の問題が想定されます。最近で は、"はじけるアロマの香り"、"いつまで も持続する香り"など、若者を惹きつけ るキャッチフレーズでにおい製品が宣伝さ れていますが、その中に猛毒イソシアネー ト含まれている可能性が今回の報告で示唆 されました。もし、柔軟剤などの製品中ア ロマカプセルが弾けて香りが飛び出すのと 同時に、合成樹脂成分からイソシアネート という猛毒物質が飛び散り、におい被害者 を苦しめていることが事実であるとすれ ば、それは大問題です。

通常こうした原因究明には長い時間がかかりますので、まずは地方自治体や市民団体などで香料使用自粛を求める運動を一歩ずつ進め、一方で、私ども団体も、専門家を巻き込み新しいにおい被害原因の解明に向けて、みなさんとご一緒に取り組んでいければと思います。 (理事 水野玲子)



講演(1)

においと化学物質

元国立環境研究所·東京理科大理工学部 安原昭夫氏 (報告者=理事·橘高真佐美)

においの原因と嗅覚

嗅覚は他の五感と違って、感覚信号が直接大脳に送られる。色や音は物理刺激で、波長や振動数で識別される。これに対して味は化学物質刺激である。色には三原色(シアン・マゼンタ・イエロー)、味には四原味(甘味・苦味・塩味・酸味)がある。では、においはどうだろうか。においは味と同じく化学物質刺激である。人間や犬などの哺乳動物は鼻に嗅覚があるので揮発性の化学物質がにおいの原因となる。魚類にも嗅覚があり、この場合は水溶性の化学物質がにおいを発現する。人間におけるにおいを感じる仕組みは以下のとおりである。

- 1. 揮発性のにおい分子が嗅覚上皮に触れてとけ込み、嗅細胞に達する
- 2. 複数の嗅細胞からの信号が嗅球体を経て大脳の嗅皮質に送られる

人間は、どのようにしてにおいを識別するのだろうか。アムーアの立体構造説では、しょうのう臭、エーテル臭、ハッカ臭、じゃこう臭、花臭、刺激臭、腐敗臭の7つの原香があり、はじめの5種類は立体構造で決まり、刺激臭はプラスの電荷、腐敗臭はマイナスの電荷で決まる。

しかしながら、においを7種類に分類するのが合理的なのかという批判があった。その後、アクセルとバックは、においの受容体を作る遺伝子の特定をし、2004年にノーベル医学生理学賞を受賞した。人間が持つにおい受容体の数(遺伝子の数)は400~500種類であるが、一つのにおい分子は複数のにおい受容体に反応することがら、約1万種類のにおいを識別することが

できる。ただし、においの強度などについては、まだ説明がされていない。

においの特性

においの特性には①強度、②質、③認容性、④広播性がある。

においの強度(臭気強度)は人間の主観 的判断により6段階で表示される。悪臭防 止法が定める規制基準値は、臭気強度が住 宅地で2.5、工場地帯の場合は3.5である。

においの質は言葉で表現される。悪臭の場合には、アンモニア様、腐敗臭などと言われ、芳香の場合は果実香、バニラなどの表現が使われる。光や音は波長や振動数などで客観的に表示できる。味は甘い、苦い、酸っぱい、塩からいの4種類で表現できる。においはどう表現すればよいかのだろうか。大半の人間は個々の臭気成分のにおいを独立に感知できるわけではなく、総合的なにおい感覚として感知している。しかし、調香師は個々の臭気成分を独立に感知する能力を持っている。犬などは個々の臭気成分を個別に感知するために、個人などを識別できる。犯人の足跡を辿ることも可能になる。

認容性は臭気の快・不快度を主観的判断で9段階に分ける。香水は良いにおいであるが、「過ぎたるは及ばざるがごとし」のように付けすぎると悪臭になってしまう。においの認容性は臭気強度によって変化するのである。

広播性は臭気の広がり、つまり臭気が広がっていき、においを感じなくなるときの 広がりの大きさを表す。臭気濃度、臭気指 数で表示される。臭気濃度は「嗅覚測定



安原昭夫氏

法」により人間の嗅覚で測定されるが、人間の嗅覚は疲労しやすく、個人差があるという欠点がある。

におい成分の 機器測定と官能試験

においの成分は、揮発性を有し、分子量がおおよそ300くらいまでの化学物質で、強くにおうのは炭素数が10個程度のものが中心である。現実のにおいは複数の成分を含んでおり、バラの花の香りは100種類以上の臭気物質のにおいが混じり合っている。

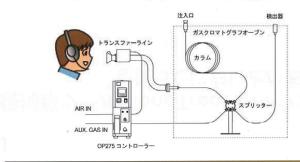
においの原因となる物質を調べるには、揮発性物質分離分析法が使用される。ガスクロマトグラフィ質量分析法という技術が広く利用されている。また混合成分をガス化してカラム(内径0.2mm 程度、長さ30~60m)を通すことにより個々の成分に分離し、個々の成分を検出器や人間の嗅覚で検知するオルファクトメリーという手法もある。

しかし、化学分析には限界がある。分離のためにガス化すると、熱分解しやすい物質や反応性の高い物質は分解してしまうために、偽のデータにだまされやすいことである。特に、含窒素化合物は注意が必要である。また、食品や化粧品などに使われる香料は、成分や組成が企業秘密であり、他社が化学分析でにおい成分を解明できないようにする目的で、ガスクロマトグラフィを妨害するような化学物質が意図的に添加されている場合もある。

ガスクロマトグラフィで分離された多くの臭気成分が何という物質であるかを調べるには、質量分析法(MS)や窒素・りん検出器(NPD)、硫黄検出器(FPD)などが使われる。残念ながら、これらの装置は可能性を示すだけなので、同定には標準品を用いた確認作業が不可欠である。この作業を怠ったために、間違った情報を発信する例が後を絶たない。

またオルファクトメトリーによる臭気計 測にも限界がある。カラムから流出するガ スは温度上昇とともにバックグランドの異 臭が含まれ、正しい判定が困難になるとい

におい成分の測定手法のひとつに GC/Olfactometry(GC/Sniffing)法がある



混合成分をGCカラムで分離 → 単一成分を検出器や嗅覚で検知

うこと、また、流出ガスは乾燥した状態なので、嗅覚が疲労しやすいということである。さらに、ガスクロマトグラフィで分離された成分の臭気が元の原臭気とは異なっていることが多く、においがどこまで解析できたのか分かりにくい。

半導体においセンサーの 活用

ガスクロマトグラフィのような本格的なものではないが、半導体においセンサーで 臭気発生源と臭気状況を把握して対策をすることができる。

大阪大学の新築の文系総合研究棟(豊中キャンパス)で女性職員2名が体調不良となり、シックハウスと診断された事件(2008年)では、ポータブル半導体においセンサーで濃度が高い部分を見つけ、対処を行った。東京理科大学でも、悪臭苦情の発生源特定や日常的監視にポータブル半導体においセンサーを使用している。

においが 人間に及ぼす影響

最後ににおいが人間に及ぼす影響をまとめる。においの快・不快は人間の心理に大きく作用するだけでなく、ジャスミンの香りは脳の活動を活性化し、ラベンダーの香りは沈静化すると言われる。また芳香でも有害な場合があり、悪臭でも有害性が弱いことがある。シックハウス症や化学物質過敏症の人は普通の人には検知閾値以下の濃度でも感知できるのではないかと考えられる。

講演(2)

柔軟剤から揮発する化学物質

名城大学薬学部教授 神野透人氏 (報告者=会員·小椋和子)

この講演で興奮を憶えたのは、長らく「気のせい」と無視されてきた化学物質過敏症のメカニズムの科学的な解明が紹介されたことである。化学物質によって被害を受けている人の苦しみを杉並病支援科学者たちが代弁してきたが、行政や一般の医師および科学者は全く理解しようとしなかった。

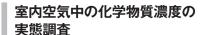
神野先生によるとシックハウスの対象化 学物質13項目の見直しが検討されている とのことであるが、化学物質過敏症の症状 を引き起こす物質はシックハウスで規制さ れる化学物質とは限らない。被害が数百人 にもおよぶ杉並病で環境から検出された化 学物質は数百種あったという。その中で被 害の原因を物質と特定することが難しいに もかかわらず、被害者が提訴した公害等調 整委員会の杉並病の裁定は「施設(注:東 京都が杉並区に建設した不燃ゴミ圧縮施 設)から排出された化学物質による被害で ある」と結論した。

合成され、利用されている化学物質は数 万種あるという。昔から人が接触してきた 天然の化学物質とは異なり、合成化学物質 とのつき合いは人類始まって以来まだ百年 そこそこである。基本的にはなじみが薄い のである。個々の化学物質や混合物、変化 物質の人への影響については解明が困難で ある。それにもかかわらず大量の化学物質 が合成され、利用されてきた。人への健康 影響はほとんど考慮されていないと考える べきである。

以下に神野先生の発表資料にしたがって 講演内容について紹介したい。

室内濃度指針値 見直しの動向

厚生労働省シックハウス(室内空気汚 染) 問題に関する検討会は、平成12年か ら14年にかけて、いわゆる「シックハウ ス問題」に対応するため、「室内濃度指針 値」を設定した。現在、約10年を経過し たこと、指針値設定物質(クロロピリホス 等)の代替として新たな化学物質が使用さ れているとの指摘があること、SVOC (進揮発性有機化合物)の概念がでてきた こと、細菌由来 VOC (揮発性有機化合 物)類が検出されていること、世界保健機 関(WHO)の室内空気質の基準値の動 向と整合を検討する必要があること等か ら、改めて、当該指針値の超過実態を把握 し、化学物質の発生源と室内濃度との関係 に係る科学的知見を踏まえた必要な室内濃 度指針値の設定の在り方を踏まえた見直し の方針についての検討が行われている。



室内濃度指針を見直すために、現在、室内空気中の化学物質濃度の実態調査の検討が行われている。直接、調査担当したナフタレンとベンゼンについてご紹介する。

●ナフタレン

ナフタレンは、洋服等の防虫剤として家庭でよく使用される物質である。室内空気のナフタレンの調査を2012年度の夏季と冬季に居間と寝室で行った。WHOのガイドラインは1立方メートルあたり10μgであるが、夏季の寝室では108の調査で10μg以上が7件あり、夏季にはもっとも高いものでは300μgを超えた。ナフタレンの年間



伸野透人氏

平均ばく露濃度は1立方メートルあたりで 10.5 μgであった。夏季と冬季の平均はそれぞれ16.2 μgおよび4.8 μgであった。室温 が影響していることは明らかである。

●ベンゼン

ベンゼンはヒトおよび動物実験で共に発 ガン性があることが確認されており、国際 がん研究機関(IARC)ではグループ1に 分類されている。大気濃度は車の排気ガス が規制された結果、環境基準の1立方メー トルあたり3μg以下となっている(環境省 平成23年度有害大気汚染物質モニタリン グ調査結果報告)。ところが、居間、寝室 および屋外でベンゼンの濃度を調査したと ころ、室内濃度は変動が激しく、3μgを超 えることもあった。喫煙や、朝晩御仏壇に 線香やローソクを備えるとき等の燃焼が原 因であることが分かった。

居間、寝室内で使用される 消臭・芳香剤、蚊取り製品の状況

独立行政法人製品評価技術基盤機構・化学物質管理センター「室内暴露にかかわる生活・行動パターン情報*1」によれば、アロマオイル・お香・線香を使用する人は5~6%程度おり、蚊取り製品については、居間では37%、寝室では43.7%の人が使用しているという結果であった。

TRP イオンチャネル理論 とはなにか

シックハウス症候群や化学物質過敏症の解明に寄与するものに「TRP(Transient Receptor Potential)イオンチャネル理論」がある。室内環境中の化学物質に起因する疾病には、シックハウス症候群と化学物質過敏症がある。メカニズムはまた十分に解明されていないが、化学物質と反応をつなぐインターフェイスにTRPイオンチャンネルが関与していることが示唆されている。これは、温度、機械的刺激、化学物質を検知する侵害受容器であり、感覚神経細胞の他に、気道、鼻腔・皮膚上皮細胞にも存在する。角膜にもあるといわれる。その結果、神経が刺激され、侵害反射として咳、呼吸抑制・粘液分泌・気管支収縮・

図表1 TRPイオンチャネルを活性化する室内環境化学物質

化合物群 ()内の数字は評価化合物数	用途・発生源等	化合物数		
		TRPV1	TRPA1	
〈殺虫剤·防腐剤〉				
ピレスロイド系薬剤等 (24)	殺虫剤	1	4	
ネオニコチノイド系薬剤(7)	殺虫剤	0	0	
イソチアゾリン誘導体/サリチル酸エステル類(7)	防腐剤	3	5	
〈室内環境化学物質等〉				
微生物由来揮発性有機化合物 (17)	カビ、細菌	7	5	
消毒副生成物 (21)	水道、浴槽水	8	10	
ナフトキノン類 (4)	排出ガス	2	3	
金属類(8)	ダスト等	1	4	
〈溶剤、可塑剤・難燃剤等〉				
アクリル酸/メタクリル酸エステル類 (14)	塗料や接着剤、アクリル樹脂等の原料	0	2	
フマル酸エステル類(6)	防カビ剤	0	1	
アジピン酸エステル類 (3)	可塑剤	0	0	
リン酸トリエステル類 (11)	可塑剤/難燃剤	4	3	
脂肪族アルコール類 (2-Ethyl-1-hexanol、テルペン類を含む) (23)	溶剤、香料等	18	15	
グリコール/グリコールエーテル類(50)	可塑剤、接着剤、塗料の溶剤、化粧料原料	4	4	
その他 (Texanol、TXIB等) (3)	溶剤、可塑剤等	1	1	

気道感作が生ずる。ワサビを食べるとツン とする。これは TRP イオンチャンネルに よるものである。

TRPイオンチャンネルには、いろいろな化合物によって活性化される多種類のチャネルが知られている。たとえばワサビやシナモン、ミント類の場合に活性化するのはTRPA1イオンチャネルといわれる。トウガラシの場合はTRPV1である。ペパーミントはTRPM8の活性も強い。

こうしたTRPイオンチャネル活性化物質のスクリーニングの方法を開発した*²。活性化した細胞に化学物質を加えると、カルシウムイオンが流入し、緑色に変色することを利用したものである。

柔軟剤と TRP イオンチャネル

国民生活センターによると柔軟仕上げ剤のにおいに関する相談件数が増加している。相談の内容は体調不良として頭痛、吐き気など呼吸器障害では咳、喉や鼻の痛みである。柔軟剤に含まれる揮発性成分を調べたところ、TRP イオンチャンネルが活性化することが分かった(図表1参照)。

柔軟剤以外にも、室内環境中にはTRP チャンネルを活性化させる化学物質があ る。実験結果によれば、殺虫剤やプールの 消毒剤や溶剤、香料等は問題が多い。 *1 http://www.nite.go.jp/chem/ risk/expofactor_index.html

*2 この開発は、横浜薬科大学・香川 聡子教授、九州保健福祉大学薬学部・ 大河原晋准教授との共同研究による ものです。

香料・柔軟剤被害者の声

香料に苦しむ化学物質過敏症患者のお二人に香料被害の実態をご報告いただきました。 プライバシーへの配慮から、匿名でのご報告とさせていただきます。

1(女性) 将来を奪う化学物質過敏症

化学物質過敏症患者となって

私は15、6年前から化学物質過敏症になりました。最近、感じることは、深呼吸できる場所がなくなったなぁという事です。4、5年前まで、冬場に限っては、朝、窓を開けて、外気を部屋に入れると気持ちよく深呼吸ができましたが、最近は、冬場の早朝でも香料のにおいがして、さっさと窓を閉めなければいけません。買い物に出かけても、強い香りを身にまとった人とすれ違うだけで、クラクラしてしまいます。

落ち着いて、呼吸ができる場所がほしい とつくづく思います。

長女も化学物質過敏症に

私には高校を卒業したばかりの18歳になる長女がいます。彼女は、10年前から化学物質過敏症です。娘の体調が大きく悪化したのは、5年前、中学2年生の時でした。強い香りのついた柔軟剤を使っている人が増えてきたことも原因の一つですが、それに加えて、思春期をむかえた子どもたちが、自分のにおいを気にしはじめ、制汗剤を体育や朝部活の後に使うようになったことも大きな原因の一つです。制汗剤は、スプレー式の物が多く、香料が教室中に充満し、娘は身体のだるさ、偏頭痛を訴え、別教室で待機したり、早退したりすることが増えるようになりました。

香料があふれる高校の教室環境

高校に入ってからの方が、教室のにおい

はひどくなったように思います。今どきの 子ども達が、どれだけの種類のにおいをつ けているかご存知でしょうか。シャン プー・リンス、整髪剤、洗顔料、歯磨き 粉、化粧水、リップにハンドクリーム、衣 類の洗剤と柔軟剤、制汗剤、荷物や靴には 消臭剤と、10種類以上のにおいを身にま とっています。これだけのにおいを身にま とった生徒たちが、1日中、冷暖房完備で ほとんど換気されることのない教室にいる わけです。教室のにおいがどうなるか想像 がつくと思います。娘は高校に入ってか ら、教室で授業を受けるとフラフラして集 中力がなくなり、吐き気や頭痛などの症状 が頻繁に出るようになりました。そのた め、ほとんど別室で自習をし、補講をして もらったり、テストは窓を開け放った別教 室で受けたりなど、学校側の理解と協力に よって、なんとか卒業することができました。

将来を奪う化学物質過敏症

一度、化学物質過敏症を発症してしまうと、人生の幅が大きく狭められてしまいます。みんなと一緒に普通に学校生活を送ることも、アルバイトをすることも、友達と遊びに行くことも難しくなります。進学や就職すらままならなくなります。娘のような子どもをこれ以上増やしてよいわけがありません。しかし、実際には、子どもの友人にも強い香りを嗅ぐと、お腹や頭が痛くなったり、くしゃみが止まらなくなったりする子もおり、化学物質過敏症の予備軍は増えていると思われます。

2(男性) 香料被害の現状について――良い香りに隠されている有毒物質

ある日突然

先ほどから目がチクチクして鏡を見ると何も入っていません。目を洗ったら楽になりましたが、しばらくすると同じ状態です。玄関の扉を開けて外に出ると、甘酸っぱい柔軟剤のにおいが漂っています。私がこのように合成香料に過敏になったのは、2007年夏に職場を異動してからです。秋になると、激しい咳や涙が出るようになり、産業医に相談に行くと「合成香料アレルギー」で、「ごく微量でも症状が出る」と言われました。

定年退職してしばらくは自宅で症状も出ませんでしたが、周りに家が建ってくると流行の強いにおいがする柔軟剤を使う人が増え、ほぼ毎日柔軟剤臭に悩まされるようになりました。

香りの影に隠された有毒物質

●自宅の環境測定

体調が悪くなる原因物質を分析できない か環境分析会社3社に相談したところ、2 社から返事が来ましたが、物質名が判明し ていないと不可だったり費用が莫大だった りと個人では無理でした。

そこで、NPO 法人 VOC 研究会からケムキーという米国製の有毒ガス検知器と簡易ガスクロマトグラフを借用し、指導を受けて自宅室内と外気の分析を行いました。

その結果、ケムキーで猛毒のアレルギー 物質のイソシアネートを検出しました(図 1の〇部)。

さらにガスクロマトグラフでは、柔軟剤 成分が室内に侵入していることが確認でき ました。

●柔軟剤・洗剤と消臭剤からイソシアネート

柔軟剤などからイソシアネートが出ていることを確かめるため、精製水で希釈・攪拌した液を有毒ガス検知器のケムキーで測定しました。

その結果、最近の香り付き柔軟剤、香り



K社柔軟剤②
K社柔軟剤①
L社柔軟剤(旧来)
P社柔軟剤入り洗剤
L社洗剤
K社柔軟剤
P社柔軟剤

図2

付き柔軟剤入り洗剤、消臭剤から猛毒のイ ソシアネートが検出され、更に確認を進め ています(図2)。

イソシアネートの毒性は ごく微量でも危険

国際化学物質安全性カードによると、イソシアネートの許容濃度は0.005ppm とトルエンの1万分の1。ばく露の急性症状は「吸入:腹痛、咳、吐き気、息切れ、咽頭痛、嘔吐(症状は遅れて現われることがある)」「皮膚:発赤、灼熱感、痛み」「眼:発赤、痛み、かすみ眼」とあり、私の症状とほとんど一致します。

また、注には「この物質により喘息の症状を示した者は、以後この物質に接触しないこと。許容濃度を超えても、臭気として十分に感じないので注意すること」とありました。

北里研究所病院での診察を受けたところ、脳障害や精神的なものでなく化学物質 に過敏になっていると診断されました。今 まで何とも無かった妻も同じ環境で暮らし ているので徐々に症状が出始めました。



新ネオニコ農薬の登録保留からすべてのネオニコ農薬規制へ

グリーンピース・ジャパン 関根彩子

2016年3月、日本での新たなネオニコチノイド系農薬(以下「ネオニコ農薬」)と同様にミツバチへの害が強い農薬の登録が一つ止まりました。ミツバチなどへのリスクの確認が不十分だとして2015年11月にアメリカで使用許可取り消しとなったスルホキサフロルです。

アメリカで許可が取り消されてもなお、日本では登録に必要な手続きが進んでいたのですが、これを止めたのが537件もの市民の反対意見、パブリックコメントです(写真)。 EUやアメリカ、アジアでもネオニコ農薬の規制が進む中、基準緩和や適用拡大の続いてきた日本では異例といえるでしょう。



今回のスルホキサフロルの申請は、同農薬をつかった農産物をアメリカから輸入するための残留基準設定と、日本国内での使用するための登録申請との二本立てでした。前者は、アメリカで使用禁止となり輸入対応のための残留基準は必要なくなったのだから却下すべきところですが、厚生労働省はアメリカで許可の再申請中であることを理由に保留としました。

注目したいのは、アメリカからの

農産物輸入とは直接関係のない国内 での使用に関する申請も保留となっ ていることです。

日本の農薬登録で提出が求められているミツバチへの影響に関する 試験成績は、原体または製剤の経口と接触による急性毒性試験のみ。 強い急性毒性がある場合には圃場での影響試験を実施する、となっています。しかし、提出されている圃 場試験成績はごくわずかです。

スルホキサフロルはアメリカで「ミツバチへのリスクに関する情報が不十分」とされましたが、日本で登録申請された際の書類もやはり不十分なものでした。どのようなデータをもって、農林水産省は審査をしたのか? それを調べるためにグリーンピースでは情報開示請求で「農薬抄録」を入手しました。それ見ると、ミツバチの経口や接触試験の成績が数例のっているものの圃場試験らしきものは果物2例のみ。米/稲をはじめスルホキサフロルの使用が申請されている多くの作物での使用

についてはまったく情報がなく、これで登録審査を通してよいはずはありません。

ところで、リスク情報が極めて少ないのは、すでに国内で登録されている他のネオニコ農薬の審査でも同じです。そして、情報が不十分なまま審査を通り、国内で大量に使われてきた結果、各地で大きな被害を引き起こすようになりました。農林水産省自身による調査でも、ミツバチの大量死とネオニコ農薬が明らかに関連づけられていますが、まだ禁止されません。

今回パブリックコメントが勝ち取ったスルホキサフロルの登録保留は、リスクに関する情報を提出させない審査には意味がない、ということを形にしてくれました。この保留決定を受けて、私たちは今、同じようにリスクをきちんと審査せず、被害があきらかになっているネオニコ農薬を禁止させることへとつなげていくことが必要です。

農林水産大臣にはがきを送りませんか

今ネオニコ農薬を禁止する責任は森山農林水産大臣にあります。国会でも 取り上げられている今、一人ひとりがミツバチを守って、という思いを自 分のことばで書いてはがきを大臣の地元事務所に送りませんか。

〈宛先〉

〒899-8102 鹿児島県曽於市大隅町岩川5663-2 衆議院議員 森山ひろし様



妊娠中はレタスとブドウに要注意 一日本での環境ホルモン農薬によるリスクとは

事務局・ジャーナリスト 植田武智

妊娠中の有機食品摂取で 「尿道下裂」のリスク58%減少

妊婦が有機食品を食べると、子どもの生殖器の疾患リスクが減るというノルウェーでの研究が、2016年3月に発表された*1。男の子が生まれた3万5107組の母子を対象にした調査で、母親の妊娠初期4か月間の食事に関して有機食品を食べた頻度を聞き取り調査した。その結果、有機食品を食べていた母親の子どもでは、食べていなかった母親の子どもに比べ「尿道下裂」の割合が58%少なかった。

尿道下裂とは、先天的なペニスの 形態異常で、尿道がきちんとふさが らず途中に尿の出口がある状態のこ と。原因の一つとして疑われている のが、環境ホルモン作用を持つ化 学物質で、農薬にも多く使われてい る。有機食品でリスクが減るという ことは、裏を返せば、通常の食品に 残留している農薬が原因であること を示唆している。

環境ホルモン農薬 「ピリフルキナゾン

現在の農薬取締法では環境ホルモン作用についての動物実験は必須とされていない。しかし生殖毒性試験で環境ホルモン作用が疑われる場合、妊婦限定の摂取許容量(急性参照用量)を定める制度が2014年2月から始まっている*2。現在こうした妊婦の摂取許容量を考慮して残留基準値が見直された農薬

は、日本農薬株式会社が開発した 殺虫剤「ピリフルキナゾン」だけだ。 ラットで母親にピリフルキナゾン を投与した実験で、オスの仔に尿道 下裂が発生したためだ。厚生労働 省は2015年3月に残留基準の見直し を行なった。

レタス類に 要注意

残留基準値ギリギリにピリフルキナゾンが残留している作物を食べた場合、妊婦の摂取許容量を超えるかどうかを作物別に示したのが図表1だ。大根の葉では従来の残留基準で急性参照用量の300%以上となるため禁止された。

「レタス」「レタス類」でも100%を超えているが禁止はされなかった。 残留基準値でオーバーする場合には、実際の残留試験で最大値を超えなければ OK という特別措置が適用されたためだ。「レタス」の場合、残留基準値は10ppm なのだ

は1.18ppm と10分1程度だ。「レタス類」のサラダ菜も同じく残留基準値は10ppm だが、残留試験最大値は4.23ppm と半分以下だ。残留試験最大値では、妊婦が食べても急性参照用量は超えないので、残留基準値は10ppmでよ

が、残留試験最大値

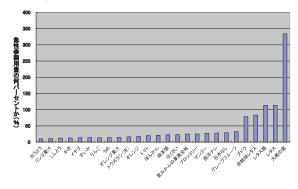
いという決定になった。なんか変なトリックだな、と思うのだが、国際 機関のコーデックス委員会も認めて いるやり方だ。

しかし、2015年9月に開催された欧州食品安全機関(EFSA)と国連食糧農業機関(FAO)、世界保健機構(WHO)共催のワークショップで問題とされ「やはり残留試験の最大値ではなくて、残留基準値で評価しないと一般の人たちの理解は得られない」という結論になった。多分数年の内には、日本も変更せざるを得なくなると予想される。

実際に農産物に残留している量で 胎児に影響を与えることを示唆する 研究があるのだから、特に妊娠中は 環境ホルモン作用のある農薬が少 ない農産物を選んだ方がよい。特に 「レタス類」と「ブドウ」がダントツ で高いので要注意だと言える。

- *1 Environ Health Perspect 124:357-364;2016
- *2 食品安全委員会が定める短期ばく露の摂取 許容量である急性参照用量(ARfD)の一つ。

図表1 ピリフルキナゾンの残留基準



100%を超えると安全とは言えない。大根の葉は、すでに適用除外され使用できなくなった。しかしレタス類で急性参照用量を超える農薬を摂取することになる。



電力小売自由化

-自然エネルギーの電力会社を選ぼう!

国際環境NGO FoE Japan 吉田明子



2016年4月からいよいよ始まった 電力小売全面自由化。その市場規 模は8兆円、うち約7.5兆円は、一般 家庭です。これまでは地域の電力会 社に支払われてきたこのお金、再生 可能エネルギーを重視する電力会 社にどれだけ、振りかえられるか。 今こそ、市民・消費者が力を発揮す るときです。安さだけで選ぶのでは なく、環境に配慮した電気、再生可 能エネルギーの電気を使いたいとい う人もたくさんいるでしょう。

小売全面自由化への 懸念

そもそも、日本のエネルギー政策は、2014年のエネルギー基本計画、2015年の長期エネルギー需給見通しで示されているように、原発・石炭火力を重視するもので(2030年に原発20~22%、石炭火力26%)、省エネルギー、再生可能エネルギーは不十分です。

2015年12月の COP21パリ会議では、多くの被害をもたらしている気候変動を止めていく必要性が世界で合意されました。各国は、現在の削減目標を5年ごとに見直して強化し

ていくことが求められています。

一方で、電力小売全面自由化で価格競争が起き、「価格が安い」とされている石炭火力発電所の新規建設計画が、ここ5年で非常に増えています。気候ネットワークの「石炭火力発電所ウォッチ*1」によれば、現在47基、2250万キロワット(原発20基分以上!)の計画があり、これらがすべて建設されれば「2030年に石炭26%」の量さえも超えてしまいます。

電力業界も自主的に「温暖化対策」を行うことになっていますが、その内容は、石炭火力発電を新増設する一方で、海外からのクレジット購入や「非化石電源」で相殺しようというものです*2。「非化石電源」とは再生可能エネルギーだけでなく原発も含むものです。小売全面自由化で「安さ」ばかりが追求されると、エネルギー政策に示されている原発と石炭火力への流れを、私たち

自身が後押ししてしまうことが懸念されます。電力自由化で本来経営的に不利になるはずの原発も、「非化石電源」として活用するために、「事業環境整備」という形で国の関与を強め、維持していく方向に動いています*3。

これらは省エネ・再エネに向かう 世界の流れに逆行するばかりか、す でに無視できない気候変動被害があ らわれている現状からみても、許さ れるものではありません。だからこ そ、持続可能な社会をつくるビジョ ンを持って再生可能エネルギーを重 視する電力会社を後押ししていく必 要があるのです。

再生可能エネルギーを 重視する電力会社とは?

では、「自然エネルギーを重視する」電力会社とはどのようなものでしょうか? 注目すべきポイントをまとめました。



全面自由化による市場 8 兆円

	電源別二酸化炭素排出係数			
	出典:電力中央研究所資料	CO2排出係数 (kg-CO2/kWh、発電端)		
	石炭火力	0.82		
	石油火力	0.66		
	LNG火力	0.40		
	原子力	0		
	水力等再生可能エネルギー	0		
)				

(経済産業省資料より)

● 電源構成や環境負荷などの 情報を一般消費者にわかりやすく開 示していること

「電力小売営業指針」(2016年1月 策定)では、電源構成などの情報 開示について「望ましい行為」とさ れています。義務ではないので、4 月時点で開示していないところも多 数です。消費者として引き続き働き かけていく必要があります。

② ──再生可能エネルギー(FIT 〈再エネ固定価格買取制度〉を含む)の発電設備からの調達を中心に していること

ただし現在、各社とも再エネ (FITを含む)電源の調達に苦心しています。もともと日本の再生可能エネルギーの割合が低く(2014年に大型水力含めて約12%)、そのほとんどを既存大手電力会社が持っているからです。新規建設や新規調達は、一筋縄ではいきません。

そのため「再エネ(FIT 含む) ○%以上」と線引きするのは今後の 検討事項ですが、できる限りその割 合を高める取り組みを応援していく 必要があります。

③──原子力発電所や石炭火力発電所からの調達はしていないこと(常時バックアップ分は除く)

原発は問題外!でも、石炭火力 発電も、前述のように大きな問題で す。加えて大気汚染・健康影響の 問題もあります。

◆ 地域や市民による再生可能 エネルギー発電設備を重視している 大都市に拠点を置く大会社が実施するプロジェクトよりも、地域の自治体や企業、市民などが主体となったプロジェクトのほうが、地域でのお金の循環や雇用創出につながります。また大規模プロジェクトでは、環境や景観への影響が懸念される場合もあります。市民共同発電など、地域の資源や環境を重視しているところを、より評価する必要があります。

❺──大手電力会社と資本関係がないこと(子会社や主要株主でない)

既存の大手電力会社も再エネ中 心の子会社をつくっていますが、電 力の大きな構造を変える観点から、 この項目を設けています。

これらの5つのポイントを満たすように鋭意準備中の電力会社が、各地で現れています。パワーシフト・キャンペーンでは、そのような電力会社の情報を可視化し、後押ししていきます。

具体的にどういう 電力会社があるの?

経済産業省に小売電気事業として申請をした電力会社は、300以上(申請中を含む)。電力取引監視等委員会のウェブサイトで、登録事業者のリストを見ることができますが、会社の姿勢や現状など、必ずしも十分に知ることはできません。そこでキャンペーンでは、重視する「5つのポイント」にそった方針を相互に確認した事業者について、「苦

労していること」や「将来のビジョン」なども含めてウェブサイトで紹介しています(パワーシフト・キャンペーン「電力会社紹介」http://power-shift.org/choice/)。

2016年4月1日現在14社、ほかにもやり取りしているところが複数あり、今後追加していく予定です。今すぐに申し込みできるところが多くないのはもどかしいところですが、数ヶ月で選択肢も大きく増えてくるでしょう。「再生可能エネルギー電気を買いたい」あなたは、まずは「パワーシフト宣言」(http://power-shift.org/declaration)にご登録ください。メールで最新情報をお送りします。

いずれにしても、私たちが電気料金の支払いを通じて意思表示をし、 未来をつくっていくことができる大きなチャンスです。将来どのような社会をつくっていくのかを考えながら、再生可能エネルギーを重視する電力会社を応援していきましょう!

*1 http://sekitan.jp/plant-map/

*2「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律(エネルギー供給構造高度化法)」(2010年制定、2016年改正予定)にて規定。

*3 電力小売全面自由化で原子力事業にかかわる事業環境が大きく変化することから、再処理事業を実施していくための新たな体制づくりが、総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会の原子力小委員会にて議論され、新たな拠出金制度と新法人の設立を含む法律案を閣議決定(2016年2月)、2016年通常国会にて審議予定。

吉田明子

2007年より国際環境NGO FoE Japan、気候変動・エネルギー担当。311以降は福島や原発・エネルギー問題に携わる。脱原発のネットワーク「eシフト」やパワーシフト・キャンペーンの事務局も担当。



高浜3、4号機の運転禁止を命じた大津地裁決定について

滋賀原発弁護団事務局長・弁護士 石川腎治

平成28年3月9日の大津地裁決定は、司法判断により原子力発電所の運転を実際に停止した初めてのケースとなりました。原発裁判史上特筆すべき歴史的決定と言えます。以下では、本決定の内容を概観しつつ、適宜解説を加えていくことにします。

主張立証責任 の所在

本決定は、福島第一原発事故を 踏まえて原子力規制行政に大幅な 改変が加えられた後の事案であるこ とから、原子力規制行政がどのよう に変化し、原発の設計や運転のた めの規制が具体的にどのように強化 されたのか、そして関西電力がその 要請にどのように応えたかについて 主張及び疎明を尽くすべきであると したものです。また、その主張及び 疎明が尽くされない場合には、伊方 原発訴訟最高裁判決の理解に従っ て、関西電力の判断に不合理な点 があることが事実上推認されるとし ました。

従来の司法審査のあり方では福 島第一原発事故を防ぐことができな かった以上、その反省を踏まえて新 たな判断枠組を設定することは当然 であり、本決定は、それに正面から 取り組んだものと評価することがで きます。

伊方原発訴訟最高裁判決を逸脱 したとの批判が見られますが、見当 違いもいいところです。本決定は、 伊方原発訴訟最高裁判決を踏まえ た上で、福島第一原発後の司法判断のあり方について一つの回答を示したものです。そもそも、伊方原発訴訟最高裁判決は行政事件であって、今回のような民事事件にそのまま使うことは無理があるのですが、他に適当な判例がないので多くの裁判所が民事事件にも借用しただけのこと。批判論者の多くは、こうした違いすら理解できていません。

過酷事故対策 について

(1)福島第一原発事故の原因究明が 新規制基準策定の前提である

本決定では、福島第一原発事故 による災禍の甚大さに言及し、二度 と同様の事故を起こさないとの見地 から安全確保対策を講じるには、 「原因究明を徹底的に行うことが不 可欠である」が、福島第一原発事 故の原因究明は「今なお道半ばの 状況」であり、「津波を主たる原因 として特定し得たとしてよいのかも 不明」と述べました。これは、福島 第一原発事故の原因は津波という調 査結果で決着済みだとする関西電 力の主張を一蹴するとともに、福島 第一原発事故の原因究明が新規制 基準策定の前提であることを示した ものと理解できます。

これに加えて本決定は、福島第一原発事故の原因に関する関西電力の主張及び疎明に対し「不十分な状態にあるにもかかわらず、この点に意を払わないのであれば、そして

このような姿勢が、債務者(関西電力)ひいては原子力規制委員会の姿勢であるとするならば、そもそも新規制基準策定に向かう姿勢に非常に不安を覚える」とも述べました。福島第一原発事故の原因究明をおざなりにしたまま新規制基準を策定し、なし崩し的に再稼働を進めようとする電力会社や原子力規制委員会の姿勢に対して厳しい疑問の目を向けるものと言えます。

(2)あるべき新規制基準と関西電力 の対応

その上で、本決定は、新規制基 準のあり方について、「災害が起こ る度に『想定を超える』災害であっ たと繰り返されてきた過ちに真摯に 向き合うならば、……常に、他に考 慮しなければならない要素ないし危 険性を見落としている可能性がある との立場に立ち、対策の見落としに より過酷事故が生じたとしても、致 命的な状態に陥らないようにするこ とができるとの思想に」立つ必要が あると論じ、過酷事故対策が不十 分な点として次の2点を指摘しました。 ①外部電源を C クラスとして、事 故時には非常用ディーゼル発電等 の非常用電源により電力供給を確保 するのなら、その備えは相当に重厚 で十分なものでなければならない が、関西電力の講じている備えで十 分であるとの社会一般の合意が形 成されているといってよいか、躊躇 せざるを得ない。

②使用済み燃料ピットの冷却設備も

安全性審査の対象となるべきであるが、使用済み燃料ピットの崩壊時の漏水速度を検討した資料や、冷却水の注入速度が崩壊時の漏水速度との関係で十分であると認めるに足りる資料は提出されていない。

ここで「社会一般の合意」に照らして判断している点は本決定の特色の一つです。世間では、素人の裁判官に原発の安全性を判断することはできないという論者がいますが、原発を受け入れるかどうかを最終的に判断するのは素人たる国民であり、本決定はこのことを司法判断に投影させたものとして評価することができます。

基準地震動 について

基準地震動をいかに算定するべき かという問題は、今回の手続きにお ける最重要論点の一つです。

住民サイドは、関西電力が用いている地震動の算定式が過去の地震の平均像を表すものに過ぎす、観測記録は平均から大きくかい離したものもあるため、少なくとも観測記録のうち最大のものを想定するべきであると主張し、これに対して関西電力は、高浜原発周辺には平均像よりも大きくなるような地域性が存在しないから平均像でよいと反論していました。

これに対して本決定は、関西電力 が言及する、地震という物理現象の 「最も確からしい姿」は、起こり得る 地震のどの程度の状態を含むもので あるのか不明である上、関西電力の 主張する地域性については、その平 均性を裏付けるに足りる資料が見当 たらない等の点を指摘して、関西電 力の主張は採用できないとしました。

津波に対する安全性 について

平成27年5月に福井大学の山本博文教授によって「海岸から500m ほど内陸で津波堆積物を確認した」という調査報告がなされました。これに対し、関西電力は、天正地震の大津波の痕跡だという明確な調査結果が得られていないと主張しましたが、本決定は「海岸から500m ほど内陸で津波堆積物を確認したとの報告もみられ、債務者が行った津波堆積物調査や、ボーリング調査の結果によって、大規模な津波が発生したとは考えられないとまでいってよいか、疑問なしとしない」と述べました。

テロ対策について

本決定は、「新規制基準によって 対応すべき範疇を超える」「新規制 基準によってテロ対策を講じなくと も、安全機能が損なわれるおそれは 一応ないとみてよい」と述べまし た。しかし、近時発生したベルギー の連続テロで、地元紙が「原子力 施設へのテロが察知され、標的が空 港や地下鉄に切り替えられた可能性 がある」と指摘しているように、原 子力発電所がテロの標的とされる危 険性は極めて高く、やはり安全性審 査の対象とされるべきです。

避難計画について

本決定は、「福島第一原発事故を 経験した我が国民は、事故発生時 に影響の及ぶ範囲の圧倒的広さとそ の避難に大きな混乱が生じたことを 知悉している」と指摘した上で、 「過酷事故を経た現時点において は、そのような基準を策定すべき信 義則上の義務が国家には発生して いる」と論じました。この「国家の 信義則上の義務」という考え方は、 福島原発事故後の原子力関係法令 の趣旨に沿うものです。

福島第一原発事故後、原子力基本法が改正され、原子力規制委員会設置法が制定されました。いずれも「確立された国際的な基準を踏まえ」ることを求めています。

国際原子力機関(IAEA)は、原子力発電所における安全性について、「5層の深層防護」という考え方を採用しており、その第5層目として、過酷事故発生時における避難計画の策定が要求されると解されています。これは上述の「確立された国際的な基準」に当たりますから、避難計画を新規制基準において定めることは法律上の要求事項であり、本決定はこうした原子力関係法令の趣旨を正確に理解しているものと評価することができます。

▶ 3月10日 運営委員会

▶ 3月12日 「においブームの落し穴」

学習会

▶ 4月14日 運営委員会

事務局からのお知らせ

●ニュースレター PDF送付への切り替 えのお願い

現在多くの会員の方には紙のニュース レターを郵送していますが、実は約100 名の会員の方にはPDFファイルをメール でお送りしています。年会費2000円の 大部分はニュースレターの印刷・発送経 費になっているのが現状です。印刷費と 郵送費がかからないPDFファイルの会 員が増えると経費が削減され、他の調査 や提言活動に回すことが可能になります。 PDF版のニュースレターは以下のような メリットもあります。①写真・画像などが カラー、②紙ニュースより早く届く、③ 電子ファイルなので保存が楽。

お申し込み方法は簡単です。国民会 議のメールアドレス (kokumin-kaigi@ syd.odn.ne.jp) に、件名「ニュースPDF 申し込み」、本文に①お名前と②メール アドレス、③電話番号をご記入の上お送 りください。

特に今年は地球環境基金の助成が出 ないので緊縮財政になります。経費削減 のためにご協力いただけると大変助かり ます。どうぞご検討ください。

NPO法人 ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議

JEPAニュース Vol.98

2016年4月発行

発行所 ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議

〒136-0071

東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル4階

TEL 03-5875-5410 FAX 03-5875-5411

E-mail kokumin-kaigi@syd.odn.ne.jp

郵便振替 00170-1-56642

ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議

ホームページ http://www.kokumin-kaigi.org

デザイン 鈴木美里 組版 石山組版所 編集協力 鐵五郎企画

編集後記

熊本大地震7つの不思議

佐和洋亮

1週間後の4月20日現在、48人が亡くなり、11人がエコノミークラス症 候群(肺塞栓症)などの関連死、行方不明2人、そして、9万2500人の人 達が避難生活をしている熊本の大地震。新聞や TV の報道を見て、「何 故? | と思うことが多い。

- 1. 水を、食べ物を、と避難生活の人達が叫び、配給の行列をしているの に、何故十分に対応できていないのか(九州は離れ小島ではない)。
- 2. 自衛隊2万人投入などと言ってるが、70機も配備されているという大 型へリなどで何故どんどん物資を運ばないのか(自衛隊へリの代わり に米軍のオスプレイが行ったなんて政治利用見え見え)。
- 3. 特に、NHKを中心として、TVや新聞は、地震発生の解説が多い。 何故、被害者の生々しい避難生活の状況や生の声をたくさん報道しな いのか (テロップで募金先だけを流している場合ではないだろう)。
- 4. 政府は、何故、福岡辺りに対策本部を作り、担当大臣を常駐させ、 国、県、市町村の統一的な救援体制をとらないのか(担当大臣が河野 国家公安委員長の防災担当相兼務だが、伊勢志摩サミットの警備で忙 しいのか)。
- 5. 官房長官の記者会見は、何故、ぷっつりと今週からなくなったのか (首相の現地訪問の話も消えた)。熊本県知事が要請する「激甚災害指 定 をしないのか。
- 6. 気象庁は、「予測が難しい」「過去に例がない」と言っているが、本当 に過去の事例を徹底的に調べたのか(1596年、今回と同規模の大地震 が大分から近畿地方に連鎖した「慶長豊後地震」があるそうだ)。
- 7. そして、何よりも、何故、近くの川内原発の運転をすぐ止めないの か。原子力規制委員会の判断に任せていてよいのか。もし、直下型の 地震がきたら九州はおろか日本壊滅ともいわれている。

4月19日、日本の表現の自由の調査のため来日した国連のデービット・ ケイ特別報告者は、記者会見をして「日本の報道の独立性は重大な脅威に 直面している」と発表をした。

ただ、たれ流しの報道だけに頼っていてはいけない。